



写真提供：第8支部 横山 正 氏

## 目黒の歳時記

### 目黒区民まつり（目黒のさんま祭り）10月8日（日）

目黒区の祭りを代表する目黒区民まつりは、今年で47回目。

メインイベントの「目黒のさんま祭り」は友好都市の宮城県気仙沼市から届いたさんまを、その場で炭火焼きにして提供し、多くの来場者で賑わいます。焼き目の香ばしさ、ふっくらした身に大分県産力ボスを添えて食べるとさらに美味しく召し上がれます。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は1月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会  
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人  
**目黒法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>  
E-mail:mg\_info@tohoren.or.jp

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動



目黒法人会 HP  
はこちらから

## 新任会長ごあいさつ

神山 昭

第13回通常総会後の臨時理事会にて、青木茂前会長の後任として会長に選任され、就任いたしました神山昭です。目黒法人会が公益社団法人化して13年目を迎え、これからあらためて事業を活性化させていきたいと意気込むこの重要な時期に第12代会長を引き受けさせていただくことは、身に余る光栄でありますと共に、使命と責任の重大さを痛感しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。就任にあたり、歴代会長及び役員の皆さまが一意専心して目黒法人会の発展に努力されてこられたことを心より深く御礼申し上げます。敬意を表する次第であります。

皆さまの温かいご支援をいただきながら、公益社団法人として税知識の普及、納税意識の高揚のための税法・税務関係研修、セミナー、企業への支援・研鑽として企業経営の健全化並びにその向上発展に資するため、会員並びに地域社会に応えるような様々なニーズの研修、セミナーの開催強化、民間活力による地域社会への公益貢献を図

り、そのことを達成するため、本部・支部・部会が一体となって組織的な事業活動を展開することが、私の使命と心得ております。

円安や様々な要因による値上げラッシュによりますます厳しさを増す中小企業の事業環境の中で、円滑な企業経営に資するための多種多様なサービスと情報の提供をいち早く発信し、さらに、法人会活動に参加される会員の皆さまが、多くの仲間と同業種・異業種交流する場を提供いたします。

楽しい法人会・役に立つ法人会として、公益社団法人として、多くの会員の皆さまや会に関係されるすべての方のご協力をいただき、ますます活発で有意義な事業展開を行い、さらに公益社団法人としてその使命を達成するために、目黒税務署、東京都目黒都税事務所、目黒税務連絡協議会、区内友誼団体の皆さまの絶大なるご指導・ご鞭撻を賜りたいと存じます。

最後に、会員企業のますますのご隆昌と、皆さまのご健康とご多幸を祈念いたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

## 会長退任のごあいさつ

青木 茂

私は平成29年第7回通常総会から、令和5年第13回通常総会までの3期6年間に亘り、当会会長また東京法人会連合会理事を務めさせて頂きました。

会長の職責を全う出来たのは、ひとえに、会員の皆様、役員の皆様のご理解、そして、目黒税務署長をはじめ、署幹部の皆様、東京都目黒都税事務所長そして目黒税務連絡協議会、区内友誼団体の皆様、また、福利厚生制度の推進等にご協力を戴きました大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック保険会社の皆様他多くの方々のご協力の賜物であると衷心より御礼を申し上げます。

この間、公益社団法人としての組織・運営体制、事業活動の充実並びに財務体質の改善見直しに注力し、正しい税知識の普及や納税意識の高揚、地域企業の発展に寄与する各種研修会やセミナー、イベント等に取り組んで参りました。

特に次世代を担う子どもたちへの租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど、税を中心とした法人会活動に加え、また社会情勢の変化にも迅速に対応しながら、地域社会に向けての地球温暖化対策報告書提出活動、ウィラブ目黒清掃活動、中目黒阿波踊り、めぐる童謡コンサート等に代表される社会貢献事業も着実にその成果を挙げる事が出来ました。

今後とも、私たちの「公益社団法人目黒法人会」が公益社団法人として、会員の皆様はもとより一般の皆様にも当会の公益事業活動に積極的に参加して戴けるよう、公益性の増進に努めると共に、開かれた法人会運営に一層努力し、これまで以上に、公益社団法人として誇れる組織に発展するように期待しております。

皆様に於かれましては「公益社団法人目黒法人会」をより一層ご理解戴き、これからの神山昭新会長のもと、更なるご協力・ご支援が戴けます様に、宜しくお願い申し上げます。

6年間本当にありがとうございました。

## 目黒税務署署長

## 着任のごあいさつ



橋本 盛夫



公益社団法人目黒法人会会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により目黒税務署長を拝命し、東京国税局査察部の査察広域課長より転任してまいりました橋本でございます。前任の岡元署長同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

神山会長をはじめ目黒法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

目黒法人会は、税知識の普及・納税意識の高揚並びに税の提言に関

する事業や、地域企業の健全な発展に資する事業などの公益目的事業に長年取り組んでおられました。

特に、将来を担う小学生に対する「租税教室」の開催につきましては、青年部会を中心に講師及びアシスタントを務めていただき、昨年は区内6校で約500人の児童に対し税の重要性について講義を行っていただき、児童のみならず学校関係者の間でも、その分かり易さと完成度の高さから高い評価を受けておられると伺っております。

また、女性部会の活動であります「税に関する絵はがきコンクール」につきましても、昨年は区内15校から500点を超える素晴らしい作品が応募されており、今後

も益々の発展が期待されます。こうした取組みを通じて、公益に資する数々の活動を行っておられる皆様方に、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、最近の経済活動において、様々な分野でICT化の進展が行われています。税を含むあらゆる分野においてもデジタル技術の活用が急速に拡大する中、国税当局においても、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」をさらに前に進めていくため、令和3年6月に公表した「税務行政の将来像2.0」をブラッシュアップした「税務行政の将来像2023」を本年6月に公表しました。

従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて施策を進めて行く方針ですが、特に、事業者のデジタル化を促進していく上では、法人会の皆様方との連携・協力が欠かせないものであります。

また、本年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が始まりました。国税当局においてもインボイス制度へのスムーズな移行に向けた周知・広報に取り組んでいるところです。目黒税務署でも免税事業者を対象とした「インボイス登録要否相談会」を開催していますので、登録するか悩まれている事業者の方は相談会に参加していただき実務の参考にしていただければと思います。



会員の皆様方には、これまでも様々な活動を通じて目黒税務署の税務行政に対し多大なるご支援をいただいているところですが、今後とも、お力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 目黒税務署からのお知らせ



## インボイス登録要否相談会日程 (11・12月)

| 開催日時                                | 開催場所                         | 説明会等の名称                                           | 留意事項                                                                      | 主催者   |
|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| 令和5年<br><b>11月7日</b><br>11:00~11:50 | 中目黒5-27-16<br>目黒税務署<br>3階会議室 | <b>インボイス登録<br/>要否相談会</b><br>(登録の要否を<br>悩まれている方向け) | 【要事前予約】<br>令和5年11月1日(水) 17時まで<br>にお電話でご予約願います<br>目黒税務署 03-3711-6251 (代表)  | 目黒税務署 |
| 令和5年<br><b>12月1日</b><br>11:00~11:50 | 中目黒5-27-16<br>目黒税務署<br>3階会議室 | <b>インボイス登録<br/>要否相談会</b><br>(登録の要否を<br>悩まれている方向け) | 【要事前予約】<br>令和5年11月24日(金) 17時まで<br>にお電話でご予約願います<br>目黒税務署 03-3711-6251 (代表) | 目黒税務署 |

## 目黒税務署 定期人事異動 (令和5年7月10日)

|             |        | 新     |                  | 旧     |                        |
|-------------|--------|-------|------------------|-------|------------------------|
|             |        | 氏 名   | 異動元              | 氏 名   | 異動先                    |
| 署 長         |        | 橋本 盛夫 | 査察部 査察広域課 課長     | 岡元 敬浩 | 退職(勤務延長)               |
| 副署長         | (法人担当) | 吉田 尚志 | (留任)             | 吉田 尚志 | (留任)                   |
|             | (総務担当) | 平 直樹  | 国税庁 長官官房会計課 課長補佐 | 中神 高之 | 横須賀署 指定特官(徴)           |
|             | (個人担当) | 畑中 直樹 | 熊本局 課税部個人課税課課長補佐 | 深澤 真樹 | 仙台中署 指定特官(総合)          |
| 特別国税調査官(法人) |        | 松尾 正一 | 横浜中署 指定特官(法)     | 柳町 祐二 | 退職(勤務延長)               |
| 総務課長        |        | 渡邊 龍智 | 小石川署 総務課長        | 池場 征吾 | 税大和光 研究部 教授            |
| 特別国税調査官(法人) |        | 中井 誠  | 調査一部 特官 総括主査     | 久場 昭彦 | 東村山署 指定特官(法)           |
| 法人課税第1部門統括官 |        | 木原 光子 | 葛飾署 法1 統括官       | 江川 正流 | 板橋署 法1 統括官             |
| 法人課税第2部門統括官 |        | 立崎 勝朗 | 蒲田署 法2 統括官       | 伊藤麻美子 | 横浜中署 法3 統括官            |
| 法人課税第3部門統括官 |        | 鹿江 幸司 | (留任)             | 鹿江 幸司 | (留任)                   |
| 法人課税第4部門統括官 |        | 野村 洋一 | (留任)             | 野村 洋一 | (留任)                   |
| 法人課税第5部門統括官 |        | 西野 亮次 | 調査四部 調査47 主査     | 武田 修  | 情報システム部情報システム<br>開発課主任 |
| 法人課税第6部門統括官 |        | 稲垣 雅子 | 芝署 特官(法) 上席      | 大坪 陵志 | 退職                     |
| 法人課税第7部門統括官 |        | 種五 誠二 | 豊島署 審理専門官(法)     | 川上みゆき | 退職(勤務延長)               |
| 情報技術専門官(法人) |        | 田中 康夫 | 神奈川署 法6 統括官      | 中村敬一郎 | 麻布署 法3 統括官             |
| 審理専門官(法人)   |        |       |                  | 森本 学  | 京橋署 審理専門官(法)           |
| 連絡調整官(法人)   |        | 森 裕徳  | 練馬西署 総務課 課長補佐    | 網倉 聖明 | 課税二部資料調査第二課主査          |
| 法人審理担当上席    |        | 鈴木 哲明 | 目黒署 特官 上席        | 兎川 実  | 緑署 管理運営部門              |
| 源泉審理担当上席    |        | 小針 真人 | 緑署 法2 上席         | 佃 周二  | 杉並 法人2                 |
| 総務課長補佐      |        | 小林 龍馬 | (留任)             | 小林 龍馬 | (留任)                   |

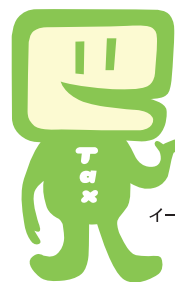
## 国税の納付は

# スマホで スマートに

6つのPay 払い (〇〇ペイ) から  
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の  
詳しい情報はこちらから



イータ君

**令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。**

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！  
場所を選ばず  
どこでもできる！**

「国税スマートフォン  
決済専用サイト」に  
アクセス！

Pay 払い (〇〇ペイ)  
を選択し、画面の表示  
に従って手続き！

### 留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い (〇〇ペイ) へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。  
※ 利用する Pay 払い (〇〇ペイ) で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。  
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。  
なお、「納付手順の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手順完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

# 目黒都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

## 10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「環境汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたらお知らせください。

**不正軽油110番 0120-231-793**  
E-mail S0080214@section.metro.tokyo.jp



また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。  
詳しくは、東京都主税局課税部調査査察課（03-5388-2957）までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

東京都 不正軽油

検索

—都税についてのお知らせ—

## 自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月29日（金）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日（火）までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は令和6年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）



## 区役所だより

第60回  
目黒区商工まつりリバーサイドフェスティバル  
～元気な区内企業と区民のまつり～

令和5年

11月18日(土) 19日(日)

17日(金)は前夜祭

10:00～16:00

目黒区民センター

(目黒区目黒2-4-36)

今回で60回を迎える目黒区商工まつりは、昭和32年から始まり、区内企業の製品・商品の展示販売とイベントを通して企業と地域住民の交流の場として発展してきたおまつりです。目黒川沿いの区民センターを会場としていることから、「目黒リバーサイドフェスティバル」の愛称で親しまれています。

3年前はコロナの影響で中止を余儀なくされ、一昨年、昨年は縮小開催となりましたが、今年は4年ぶりに制限なしの通常開催ができることとなりました。

これまでは、2万人を超える来場者を迎える、夏の定番イベントでしたが、昨今の猛暑が今後も予想されるため、昨年秋の11月に開催されることとなりました。

「11月は「リバフェス」へ」を合言葉に、区民に愛される秋の定番イベントとなるよう、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。ご家族やお知り合いの方、お誘いあわせのうえ、いらしてください。

11月17日(金)  
18:00【前夜祭】

**経済講演会** 第一生命経済研究所 首席エコノミスト 永濱 利廣氏による経済講演会  
会場 区民センターホール 400名(先着順:入場無料)

11月18日(土)  
ホールイベント

①めぐる観光まちづくり協会による 目黒の観光紹介と目黒うまいもの紹介

②目黒の神輿ヨーロッパへ(サンマリノ)映像紹介

③目黒銀座音頭踊り

④お子さん向けイベント 宇宙のおはなし

JAXA(宇宙航空研究開発機構)イプシロンロケット・プロジェクトリーダー

森田 泰弘氏による宇宙に関するおはなしと映像「ロケットに夢を載せて～イプシロン開発とその先～」

⑤ヒーローショー 全国からご当地ヒーローが目黒に集結。スペシャルステージを披露

11月19日(日)  
ホールイベント

クラシックコンサート 11:00～12:30(予定)

サクソフォンアンサンブルによるクラシックコンサート 東京音楽大学吹奏楽アカデミー

ふれあい橋イベント 11:00～14:00(予定)

ストリートラグビー

スクラムやタックルをしないラグビーで、初心者や女性も気軽に楽しめる新しいスポーツです。

目黒区ラグビーフットボール協会の皆さんが、その魅力を教えてください。

11月18日(土)  
19日(日)  
その他のイベント①制服試着 消防士、東急バスの制服を試着(子ども用)できます。写真撮影もできます。  
消防(18日のみ)、東急バス(19日のみ)

②職業体験コーナー

子ども販売体験

11月19日(日)販売時間12:30～14:30(予定)

目黒区の名産品を使った子どもたちの販売体験を実施します。

商品の受け渡しや、お金のやり取りなど、かわいいお店屋さんを応援してください。

③出展ブースでの販売等

多種多様な区内企業や、区内で活動する団体が出展します。展示販売や商品やサービスの紹介、各種体験コーナーや相談コーナーなど盛りだくさんの内容です。

・ブチ鍼灸ケア

・東急バスのキャラクター「ノッテちゃん」グッズ販売(19日のみ)

・手芸品(袋物、レース小物等)

・環境にやさしい商品販売

・輪投げ大会

・アクリルキーホルダー、アクセサリ販売

・焼き鳥、フランクフルト、牛タン、クレープ、タピオカジュース、皿うどん、おでん、

パスタバリエアの鉄板焼き

④産地直送品販売

宮城県気仙沼市・角田市、石川県金沢市、福島県飯舘村、群馬県前橋市、山梨県笛吹市、

長崎県佐世保市、石川県人会、目黒区農業振興運営協議会の各産地から直送された物産を販売

⑤スタンプラリー

会場内に設置したスタンプを集めながら、フェスティバル会場巡り。スタンプを集めた方には抽選でプレゼントを進呈

主催 目黒区商工まつり運営委員会

後援 一般社団法人目黒区産業連合会、目黒区商店街連合会、東京商工会議所目黒支部、公益社団法人目黒法人会、  
一般財団法人めぐる青色申告会、目黒建設業防災連合会、目黒区しんきん協議会、NPO法人目黒中小企業診断士会、目黒区倫理法人会

## 健康エッセイ

## 腎臓との付き合い方

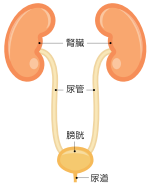
株式会社 jast  
会長 安田 祥子

「月見れば 千々にものこそ  
悲しけれ わが身一つの秋にはあ  
らねど—大江千里—」

夜の庭では虫の大合唱が聞こえ  
月も清々と輝く姿を見ますとなぜ  
だか寂しくなった記憶がある方も  
多いと思います。食欲やスポーツ  
の秋と言われ活動的な季節である  
一面、暗く寒い冬へと向かう心細  
さを感じる季節でもあります。魅  
力的な食材が回り食卓を賑やか  
に彩ることができる秋はキッチン  
を預かる方々には心躍る季節でも  
あるでしょう。

## 腎臓とは

食欲はヒトが生きていく上で重  
要な3つの欲望の一つですが、疾  
患を抱えておられる方には辛いこ  
ともおありかと思えます。食事制  
限で知られている「腎臓疾患」に  
至る前に50歳を越えたら腎機能の  
チェックをしてみましょう。腎臓  
には私たちの身体に  
とって不要な老廃物  
を排泄し、必要な  
のを再吸収する器官



で、血液の見張り番とも呼ばれて  
います。また、血圧を調整するホ  
ルモンを生み出すなど疎かにでき  
ない重要な器官です。腎機能が低  
下していくとやがて透析に至った  
り、心血管のトラブルが発生した  
りします。

ここで一度ご自身のお身体を顧  
みてみましょう。

- 高血圧 □ 高血糖 □ 肥満
- 尿酸値 □ 喫煙習慣
- 内蔵型肥満 □ 運動不足
- 味の濃い物が好き
- 脂っ港料理が好きで食べすぎ
- 菓子パンやスナック菓子が好き。

以上、いくつ当てはまりましたか？  
こうした項目の中で腎臓に特  
に悪影響を与えるとされるのが  
高血圧と糖尿病です。腎臓は無数  
の毛細血管で構成され、まるで毛  
糸玉のような器官ですので、血圧  
が高く血管に圧がかかったり、糖  
尿病で毛細血管が脆くなったりす  
るとそのまま腎臓の悪化に直結し  
てしまいます。

## 腎機能の低下のサインを見逃さないで

割合多く聞く不調に浮腫みがあ  
ります。特に朝から浮腫みがある  
場合には要注意です。また、夜間  
の尿量が増えたり、泡立ちや茶褐  
色の尿が出たりする場合も注意が  
必要です。腎臓では赤血球を作る  
ホルモンも産生しますので貧血や  
早歩きをすると息切れするなど  
腎機能低下のサインかもしれません  
ん。また、極度の疲れやすさは腎  
臓の機能が相当低下していること  
の表れだそうです。

ご自身が高血圧や糖尿病、ある  
いは内蔵肥満型肥満なので、腎臓  
は長持ちしないかもしれないと悲  
観する向きもあるかもしれません  
が、諦める必要はないと東北大学  
名誉教授の上月正博先生は述べて  
おられます。

## 予備軍のうちから始める腎臓を労わる食事

耳にタコかもしれないませんが、や  
はり最重要項目は塩分を控える食  
事です。多くの研究報告でも塩分  
と血圧、尿たんぱくは正の相関関  
係にあります。あまり気にしすぎ  
るのも辛くなりますので簡単に減  
らすことを伝授いたします。ソー  
スやお醤油はかけずにつける、漬

物や濃い味のお味噌汁と別れを告  
げる、このことだけで相当量の塩  
分を控えることができます。また、  
糖質に注意してお菓子やジュース  
などを少し減らしてみましょう。  
食事は早食いを止めて、血糖値の  
急上昇を抑えるために先にお野菜  
など食物繊維豊富な食材から食べ  
ましょう。

腎臓にご不安のある方はタンパ  
ク質を控えがちですが、タンパク  
質は筋肉や免疫細胞、ホルモン、  
酵素、そして血液を作るための必  
須栄養素ですので、減らしすぎも  
有効ではありません。もちろん過  
剰摂取を控えることは言を埃ちま  
せん。但し、4月に公開された京  
都大学の研究報告では高齢の方  
のタンパク質摂取量と腎機能の低  
下には相関関係が無いとのこと  
です。場合により  
担当のドクターとご  
相談ください。また  
加工食品には塩分や  
リンが多く含まれ勝  
ちですので注意が必  
要です。  
毎日頑張っている  
腎臓のことを偶に思  
い出して労わってあ  
げてください。

株式会社 jast

jast健康相談室 お問い合わせ  
jastロイヤルクラブ ☎03-6265-0263  
jastファーストクラブ HP <http://www.jast1.jp>

「制度開始後の実務」のポイントを確認！



01

## インボイス制度【実務編】



～インボイスについて、基礎知識のある方対象～

## 令和5年度の税制改正をふまえて「経理担当者が注意すべき点」を解説

いよいよ令和5年10月1日よりインボイス制度がスタートします。当講座は、インボイス制度の基本的な内容を理解している方を対象に、令和5年度税制改正の内容をアップデートしつつ、制度開始後、実務担当者として注意すべき点を具体的に解説します。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 視聴期間    | 11月2日(木)～11月15日(水) 2週間                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 対象者     | <input type="checkbox"/> インボイス制度について基本的な知識がある方<br><input type="checkbox"/> インボイス制度導入後、経理で気を付けるべき実務のポイントを知りたい方                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 講師      | 五島 秀明氏 税理士(東京税理士会所属)<br>税理士としてクライアントに数多くアドバイスするほか、資格の学校TACで、消費税法の講師としての顔も持ち、消費税に精通                                                                                                                                                                                                              |  |  |
| 講義時間    | 2時間 期間中24時間、何回でも視聴可能です！<br>・インボイス制度の概要と税制改正 ・インボイス制度における仕入税額控除の要件<br>・適格請求書発行事業者登録制度 ・インボイス制度導入後の税額計算及び経理処理<br>・適格請求書等の記載方法<br>※講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。 ※当講座は収録配信なので、質問は受け付けていません。<br><b>【重要】セミナーはWebでの動画配信となります。YouTube(ユーチューブ)等、他の動画配信サービスが問題なく見られる環境(PC、タブレット、スマートフォン等)でご覧ください。</b> |  |  |
| 受講料     | 会員：3,850円(費用3,500円 消費税350円) 定員：30名<br>非会員：4,950円(費用4,500円 消費税450円) 振込手数料はご負担ください                                                                                                                                                                                                                |  |  |
| 受講までの流れ | 講座申込(～10/24) → 教材/ID・PASS 発送(～10/28) → 講座視聴(11/2～15) 【申込期日】10月24日(火)                                                                                                                                                                                                                            |  |  |

「改正ポイント」「業務上の留意点」を解説！



02

## 基礎から確認！電子帳簿保存法



## 電子取引について、最低限準備すべき点を確認！

電子帳簿保存法は、税法で原則として紙での保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とする事や、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

本講義では令和5年度の税制改正もふまえ、「電子帳簿保存法の概要」「改正後のポイント」「業務上の留意点」に焦点をあて解説します。

|         |                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 視聴期間    | 11月16日(木)～11月29日(水) 2週間                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 対象者     | <input type="checkbox"/> 電子帳簿保存法について基本的な知識がある方<br><input type="checkbox"/> 電子帳簿保存法導入後、経理で気を付けるべき実務のポイントを知りたい方                                                                                                                             |  |  |
| 講師      | 牧野 宗代氏 税理士(東京税理士会所属)<br>本業の税理士として活躍するほか、資格の学校TACで、人気講師としての顔も持つ。                                                                                                                                                                           |  |  |
| 講義時間    | 2時間 期間中24時間、何回でも視聴可能です！<br>1 電子帳簿保存法とは 3 ②スキャナ保存 2 ①電子帳簿・書類保存 4 ③電子取引<br>※学習テーマ(カリキュラム)は予告なく変更となる場合がございます。 ※当講座は収録配信なので、質問は受け付けていません。<br><b>【重要】セミナーはWebでの動画配信となります。YouTube(ユーチューブ)等、他の動画配信サービスが問題なく見られる環境(PC、タブレット、スマートフォン等)でご覧ください。</b> |  |  |
| 受講料     | 会員：3,850円(費用3,500円 消費税350円) 定員：30名<br>非会員：4,950円(費用4,500円 消費税450円) 振込手数料はご負担ください                                                                                                                                                          |  |  |
| 受講までの流れ | 講座申込(～11/7) → 教材/ID・PASS 発送(～11/11) → 講座視聴(11/16～29) 【申込期日】11月7日(火)                                                                                                                                                                       |  |  |

## 事前申し込み制

- 1 申し込み方法 | <FAX・メールにて> FAX 03-3712-8829 メール: mg\_info@tohoren.or.jp  
 2 申込内容 | ① 講座名 ② 申込法人名(会員・非会員の区分を含む)  
 ③ 教材送付先住所(電話・FAX含む) ④ 受講者名(フリガナ、部署、メールアドレス含む)  
 ※受付後、事務局より「受付完了・事前振込のご案内」をお送りします。  
 3 問い合わせ先 | 公益社団法人 目黒法人会 03-3712-9588

公益社団法人  
目黒法人会会員公益社団法人  
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



# いがいと知らない

## 〇〇の話

### いなり 稲荷

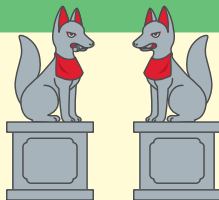
「稲荷(いなり)」と聞いてみなさんはどんなものを連想するでしょうか?「稲荷神社」やそこから派生して「キツネ」や「油揚げ」、そして「稲荷寿司」などを連想される方が多いのではないのでしょうか。「稲荷寿司」は親しみをこめて「お稲荷さん」とも呼ばれ、古くから私たちの生活に身近な存在です。そんな稲荷について今回はご紹介いたします。

### 稲荷神社の由来

稲荷神社は日本全国に点在し、日本の神社では最も多く、約30,000社あるといわれています。由来は一般的には「稲成り」や「稲を荷なう」などの意味から派生したとされています。稲荷の神様(稲荷神)は元来は五穀豊穡を司る神様でしたが、江戸時代には稲荷信仰が江戸を中心に流行し、屋敷神(やしきがみ)として身近に祀られ、庶民にも広まっていきました。今でも街角やビルの屋上などお稲荷さんを見かけることがあります。これは時代が変化するにつれ商売繁昌・産業興隆・家内安全・交通安全・芸能上達の守護神としても信仰されるよう変化していったためです。



### どうして? 稲荷神社にキツネがいる理由



狛狐

「稲荷神社」と言えば「キツネが神様」と思う方も多いでしょう。しかし、キツネは神様ではありません。稲荷神にとってキツネは、神社の境内などの狛犬と同じように「神使(しんし)」「眷属(けんぞく)」などと呼ばれる神様の使いです。日本には春になると山の神が山から里へ降り、田の神となって稲の生育を守護し、収穫を終えた秋に山へ帰って、山の神となるという「田の神、山の神」の信仰があります。キツネも農事の始まる春から収穫の終わる秋まで人里に姿を見せ、田の神が山へ帰られるのと同じ時期に山へ戻ります。その行動から、キツネが神の使いと言われるようになりました。また、キツネは稲などの作物を荒らすネズミを狩るため、「米を守る動物」としてありがたがられるようになったという説もあります。



### ? 稲荷神社のキツネはなぜ白い?

里山にいるキツネは茶色ですが、稲荷神社のキツネは「白狐(びゃっこ)」と呼ばれ、白い姿をしています。それは普通のキツネとは違い私達の「目に見えない神様の使い=透明のキツネ」であることを白で表現していると言われていいます。

### 油揚げはキツネの好物?

稲荷神社で油揚げのお供え物を見たことはありませんか?これはキツネの好物が油揚げと言われているからですが、キツネは油揚げを食べるのでしょうか?

伝統芸能の狂言に「釣狐(つりぎつね)」という曲があります。この中のお話に、僧侶に化けたキツネが、罾に仕掛けられたネズミの油揚げの誘惑に負けてしまう、というエピソードがあります。また日本各地の昔話や民話などにも、お供え物の「油鼠」の伝承

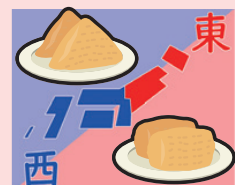
があるそうですが、仏教の伝来で殺生がよくないという思想が広がり、江戸時代後半頃から豆腐が安く買えるようになると、豆腐を油で揚げた「油揚げ」が代用品として供えられるようになったと言われています。他にも、油揚げを煮てその中にお米を沢山詰めたものをお供えしていましたが、それが油で揚げたネズミに似ている、など様々な説があります。



### 地域で違う「稲荷寿司」

稲荷寿司は江戸時代から庶民の食べ物として親しまれてきました。地域によって味、形が異なり、大きく分けて東(関東)は濃い味で四角形、西(関西)は薄味で三角形です。東では稲荷神が農業の神様なので米俵を模して俵型に、西ではキツネの耳の形を模して三角

になったと言われています。また、東の稲荷寿司は「お揚げの味付けが濃い目で、中は酢飯か白米」、西の稲荷寿司は「お揚げの味付けが薄めで、中は混ぜご飯」が主流です。



※掲載の内容は諸説の一部を紹介しております。

終活支援の詳細はこちら



葬儀



遺品整理



相続手続

(株)全国儀式サービス コールセンター 24時間365日対応

相談無料



0120-421-493

葬儀のご手配、  
ご相談・お見積り

## ～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～

# マル経融資

|        | マル経融資（通常枠）                                                                                                               | 新型コロナウイルス対策マル経融資（別枠）<br>【R5.9.5現在】                                                                                                               |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資限度額  | 2,000万円                                                                                                                  | 1,000万円                                                                                                                                          |
| 返済期間   | 運転資金7年以内、設備資金10年以内                                                                                                       | 運転資金20年以内、設備資金20年以内                                                                                                                              |
| 担保・保証人 | 不要（保証協会の保証も不要）                                                                                                           | 不要（保証協会の保証も不要）                                                                                                                                   |
| 利率     | 1.25%<br>（2023年9月1日現在）                                                                                                   | マル経融資（通常枠）最新金利より<br>当初3年間0.9%引下げ（*1）                                                                                                             |
| 融資対象   | ○従業員20人以下の法人・個人事業主の方<br>（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）<br>○税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方<br>○最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方<br>等 | 左記に加え新型コロナウイルス感染症の影響を受けるもので次のいずれかの要件を満たすもの<br>・最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある小規模事業者。<br>・債務負担が重くなっている方 |

（\*1）令和5年10月1日お申込受付分から金利引下げ幅が0.5%へ縮小されます。

（\*2）その他、最新の内容につきましては、目黒支部に直接お問い合わせください。

（\*3）審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

経営に関するお悩みを解決！

## 窓口専門相談（相談無料・要予約）

| 税務相談（税理士）                                    | 法律相談（弁護士）                         |
|----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 11月9日（木）<br>12月7日、21日（木）<br>1月11日、18日、25日（木） | 11月17日（金）<br>12月8日（金）<br>1月12日（金） |
| 税金やインボイス制度、確定申告に向けた相談にご活用ください。               | 定款や契約書のチェック、売掛金回収などの相談にご活用ください。   |

※相談窓口は13時～16時です。相談時間は税務相談30分、法律相談は1時間となります。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

下記の電話番号にご連絡いただき、お電話でお申し込みください。

その他、経営相談・補助金申請などのご相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。

現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記URLよりご確認ください

### 東京商工会議所 目黒支部

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

TEL: 03 (3791) 3351 / FAX: 03 (3791) 3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

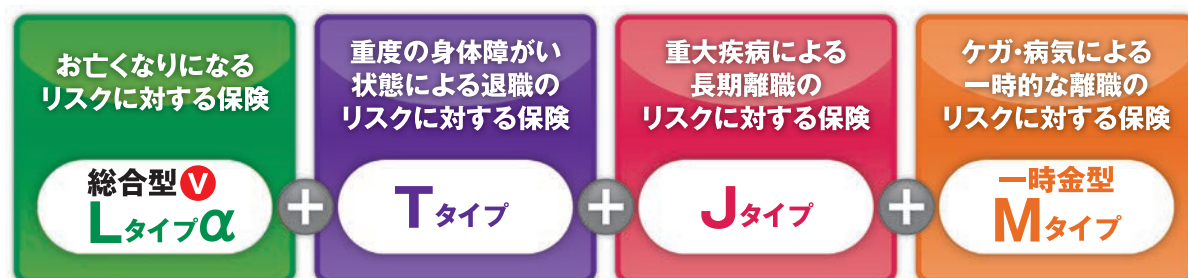
生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 **V** **L**タイプ **α** を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型 **V** **L**タイプ **α****：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

**一時金型 **M**タイプ**：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

渋谷支社/  
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)  
TEL 03-5489-6800

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京中央支店/  
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)  
TEL 03-6894-6010

F-2023-0005(2023年5月16日)  
23-073010 2023-05